

事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 | 改定理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|-------|-------|---------------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-------------------------|-------|-------|-------|--------|--|-------|-------|-------|---------------|---------|-------|-------|-------|---------------|--|--|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-------------------------|-------|-------|-------|--------|--|-------|-------|-------|---------------|---------|-------|-------|-------|---------------|----------|
| <p>第5章 補てん積立金</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 通常補てん積立金の徴収と納入（業務方法書第13条）</p> <p>(1) 補てん積立金の計算</p> <p>補てん積立金の額は、トン当たりの額に四半期ごとの契約数量を乗じた額とする。</p> <p>計算時に発生する円未満の端数は四捨五入とする。</p> <p>(2) 徴収および納入の期限は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>第1四半期</th><th>第2四半期</th><th>第3四半期</th><th>第4四半期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入生産者～単協</td><td>3月20日</td><td>6月20日</td><td>9月20日</td><td>12月20日</td></tr> <tr> <td>単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)</td><td>3月25日</td><td>6月25日</td><td>9月25日</td><td>12月25日</td></tr> <tr> <td>2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)</td><td>3月31日</td><td>6月30日</td><td>9月30日</td><td><u>12月28日</u></td></tr> <tr> <td>1号会員～基金</td><td>3月31日</td><td>6月30日</td><td>9月30日</td><td><u>12月28日</u></td></tr> </tbody> </table> <p>ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。</p> | | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 加入生産者～単協 | 3月20日 | 6月20日 | 9月20日 | 12月20日 | 単協～2号会員 (加入生産者～2号会員) | 3月25日 | 6月25日 | 9月25日 | 12月25日 | 2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員) | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | <u>12月28日</u> | 1号会員～基金 | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | <u>12月28日</u> | <p>第5章 補てん積立金</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 通常補てん積立金の徴収と納入（業務方法書第13条）</p> <p>(1) 補てん積立金の計算</p> <p>補てん積立金の額は、トン当たりの額に四半期ごとの契約数量を乗じた額とする。</p> <p>計算時に発生する円未満の端数は四捨五入とする。</p> <p>(2) 徴収および納入の期限は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>第1四半期</th><th>第2四半期</th><th>第3四半期</th><th>第4四半期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入生産者～単協</td><td>3月20日</td><td>6月20日</td><td>9月20日</td><td>12月20日</td></tr> <tr> <td>単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)</td><td>3月25日</td><td>6月25日</td><td>9月25日</td><td>12月25日</td></tr> <tr> <td>2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)</td><td>3月31日</td><td>6月30日</td><td>9月30日</td><td><u>12月30日</u></td></tr> <tr> <td>1号会員～基金</td><td>3月31日</td><td>6月30日</td><td>9月30日</td><td><u>12月30日</u></td></tr> </tbody> </table> <p>ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。</p> | | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 加入生産者～単協 | 3月20日 | 6月20日 | 9月20日 | 12月20日 | 単協～2号会員 (加入生産者～2号会員) | 3月25日 | 6月25日 | 9月25日 | 12月25日 | 2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員) | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | <u>12月30日</u> | 1号会員～基金 | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | <u>12月30日</u> | 年末の入出金事務 |
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入生産者～単協 | 3月20日 | 6月20日 | 9月20日 | 12月20日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単協～2号会員 (加入生産者～2号会員) | 3月25日 | 6月25日 | 9月25日 | 12月25日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員) | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | <u>12月28日</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1号会員～基金 | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | <u>12月28日</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入生産者～単協 | 3月20日 | 6月20日 | 9月20日 | 12月20日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単協～2号会員 (加入生産者～2号会員) | 3月25日 | 6月25日 | 9月25日 | 12月25日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員) | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | <u>12月30日</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1号会員～基金 | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | <u>12月30日</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 | 改定理由 |
|--|--|----------|
| <p>イ. 別途納付金は、新たな加入生産者から、その年度に掛かる契約数量を乗じて得られる金額を一括して通常補てん積立金と同時に徴収し、(2) の第2四半期と同じ期限までに納入する。</p> <p>ウ. 基金が認めたときは、第1四半期分の納入に限り4月30日を納入の期限とする。</p> <p>(3) 異常補てん積立金</p> <p>1号会員は6月30日、9月30日、<u>12月28日</u>及び3月31日までに当該四半期分を基金に納入する。期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。</p> | <p>イ. 別途納付金は、新たな加入生産者から、その年度に掛かる契約数量を乗じて得られる金額を一括して通常補てん積立金と同時に徴収し、(2) の第2四半期と同じ期限までに納入する。</p> <p>ウ. 基金が認めたときは、第1四半期分の納入に限り4月30日を納入の期限とする。</p> <p>(3) 異常補てん積立金</p> <p>1号会員は6月30日、9月30日、<u>12月30日</u>及び3月31日までに当該四半期分を基金に納入する。期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。</p> | 年末の入出金事務 |

事務処理要領の一部改定新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|--|--|
| <p>第8章 借入れによる補てん金の返納</p> <p>1. 平成20年7－9月期以降の借入による補てん金の返納</p> <p>未返納者は、返納が完了するまでは、基本契約及び数量契約を締結できない。</p> <p>2. 令和4年7－9月期以降の借入による補てん金の返納</p> <p>令和5年度以降契約を非継続または契約数量が令和4年度対比 20%以上減少し、それが合理的な理由によらない場合および確認書の提出がない場合は、 令和4年度7－9月期以降、借入による補てんを行った補てん金のうち借入相 当額の返納を求めるとともに、返納があるまでは次年度以降全農基金に加入で きない。</p> <p>(1) 1号会員は7月末までに、契約未継続または契約数量が令和4年度対比 20 %以上減少し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出が ない生産者の氏名と契約数量を基金に通知する。</p> <p>(2) 基金は9月中旬までに、全農基金・畜産基金の合計契約数量が令和4年度 の両基金との契約数量対比 20%以上減少し、それが合理的な理由によらな い生産者および確認書の提出に応じない生産者に対し、1号会員～単協を通 じて返納を依頼する。返納金の基金への納入期限は11月末とする。</p> | <p>第8章 借入れによる補てん金の返納</p> <p>1. <削除></p> <p>2. 補てん金の返納</p> <p>平成21年度から令和元年度までの間に、借入による補てん金の返納を求められた生産者は、返納が完了するまでは、次年度以降の基本契約及び数量契約を締結できない。</p> |

事務処理要領の一部改定新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|--|--|
| <p><u>3. 確認書について</u></p> <p><u>令和5年度以降契約を非更新または契約数量が令和4年度対比 20%以上減少する生産者は、それが合理的な理由による場合は、別に定める確認書を単協等を通じて基金に提出する。</u></p> <p>(1) <u>合理的な理由とは、廃業または畜産基金への加入先の変更、飼養規模の縮小とする。</u></p> <p>(2) <u>廃業の場合は廃業証明書、畜産基金の契約に変更した場合は、契約書の写しを添付する。</u></p> <p>(3) <u>畜種変更によって基金契約数量が 80%以下となる場合は、</u></p> <p>ア. <u>1頭当たりの当該畜種の標準飼養給与量から計算して合理的な場合、合理的な理由と認める。</u></p> <p>イ. <u>確認書の「Ⅱ数量減少の場合 1. 規模縮小のため」の欄に、畜種及び飼養頭数の変化内容を記載する。</u></p> <p><u>4. 未返納者について</u></p> <p>(1) <u>第1項及び第2項の返納金の未返納者が、畜産経営をその親族に譲渡した場合、譲受人が返納を完了するまでは、次年度以降の基本契約及び数量契約を締結できない。未返納者が法人化により名義変更した場合も同様に締結できない。ただし、未返納者が廃業や倒産し、第3者に事業譲渡した場合は、この限りではない。</u></p> | |
| | <p>(1) <u>未返納者が畜産経営をその親族に譲渡した場合、譲受人が返納を完了するまでは、次年度以降の基本契約及び数量契約を締結できない。未返納者が法人化により名義変更した場合も同様に締結できない。ただし、未返納者が廃業や倒産し、第3者に事業譲渡した場合は、この限りではない。</u></p> |

事務処理要領の一部改定新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|--|--|
| <p>(2) <u>単協等は、未返納者が畜産経営の親族への譲渡等により名義変更を行った場合及び、廃業・倒産した場合は、2号会員等を通じて速やかに基金に通知する。</u></p> <p>(3) 基金は、毎年12月末までに未返納者リストを更新し、1号会員を通じて単協等に通知する。未返納者が（2）による名義変更を行った場合は、リストの名義も更新する。未返納者が廃業し、事業承継を行っていない場合はリストから削除する。</p> | <p>(2) <u>1号会員は、未返納者が畜産経営の親族への譲渡等により名義変更を行った場合及び、廃業・倒産した場合は、速やかに基金に通知する。</u></p> <p>(3) 基金は、毎年12月末までに未返納者リストを更新し、1号会員を通じて単協等に通知する。未返納者が（2）による名義変更を行った場合は、リストの名義も更新する。未返納者が廃業し、事業承継を行っていない場合はリストから削除する。</p> |

事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 | 改定理由 |
|--|---|--|
| 第9章 TMR飼料 | 第9章 TMR飼料 | 変更に伴う表記方法の修正 |
| 1. <u>くみあい配合飼料工場で製造するTMR飼料</u> (1)くみあい配合飼料工場から出荷された時点で、業務方法書第3条に規定する「穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなり、これらの4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料（ただし、これらの4区分に属する原材料が3種類以下となっている飼料と乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く）」を補てんの対象とする。 (2) (1)の要件を満たさない（4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%未満の）TMR飼料について、TMR飼料に通常の配合飼料を基礎配として配合する場合は、基礎配部分のみを補てん対象とする。 (3)くみあい配合飼料工場が製造時に加水したTMR飼料については、加水部分は対象外とする。 (4)(2)・(3)のTMR飼料について、2号会員・指定飼料会社は安定基金対象割合を単協に通知し、補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は通知された安定基金対象割合を乗じた数量とする。 | 1. <u>価格差補てん事業の対象とするTMR飼料とは、くみあい配合飼料工場から出荷された時点で、業務方法書第3条に規定する「穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなり、これらの4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料（ただし、これらの4区分に属する原材料が3種類以下となっている飼料と乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く）」に該当する飼料とする。</u> ただし、製造時に加水されたTMR飼料の場合、加水部分は対象外とし、2号会員・指定飼料会社はTMR飼料における安定基金対象割合を単協に通知する。 1の2 補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、製造時に加水されたTMR飼料については2号会員・指定飼料会社が通知した安定基金対象割合を乗じた数量とする。 | 畜産基金同様(2)の場合も対応する。 変更に伴う表記方法の修正 |

事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 | 改定理由 |
|--|--|-----------------------|
| <p>2. くみあい配合飼料工場以外の場所において、くみあい配合飼料工場から出荷された配合飼料に乾草、ビートパルプその他の原材料を混合して製造された<u>TMR飼料及び混合飼料</u></p> <p>(1)前項(1)の要件を満たす配合飼料部分のみを価格差補てん事業の対象とし、単協等は2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社から当該飼料の供給を受けていない場合は当該飼料製造者から）、<u>当該飼料における安定基金対象割合を入手する。</u></p> <p>(2)補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社から当該飼料の供給を受けていない場合は当該飼料製造者から）入手した安定基金対象割合を乗じた数量とする。</p> | <p>2. くみあい配合飼料工場以外の場所において、くみあい配合飼料工場から出荷された配合飼料に乾草、ビートパルプ等の原材料を混合して製造された<u>TMR飼料</u>については、配合飼料部分のみを価格差補てん事業の対象とし、単協等は2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社から<u>TMR飼料</u>の供給を受けていない場合は<u>TMR製造者</u>から）、<u>TMR飼料</u>における安定基金対象割合を入手する。</p> <p>2の2 補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、くみあい配合飼料工場以外の場所において製造された<u>TMR飼料</u>については2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社から<u>TMR飼料</u>の供給を受けていない場合は<u>TMR製造者</u>から）入手した安定基金対象割合を乗じた数量とする。</p> | 混合飼料にもTMR飼料同様の考え方を適用。 |

| 変更後 | 現行 |
|--|--|
| <p>全農一県連</p> | <p>全農一県連</p> |
| <h2>配合飼料価格差補てん基本契約書</h2> | <h2>配合飼料価格差補てん基本契約書</h2> |
| <p>全国農業協同組合連合会（以下「甲」という）と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（以下 「業務方法書」という）に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補 てん（以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という）につい て、次のとおり契約する。</p> | <p>全国農業協同組合連合会（以下「甲」という）と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（以下 「業務方法書」という）に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補 てん（以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という）につい て、次のとおり契約する。</p> |
| <p>第1条～第3条 [略]</p> | <p>第1条～第3条 [略]</p> |
| <p>（価格差補てん金の返還等）</p> <p>第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、補てん積立金の納入を怠つ た場合、または業務方法書附則（令和4年7月19日）に該当する場合は、乙に対し 価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の 全部もしくは一部を返還させができるものとする。</p> | <p>（価格差補てん金の返還等）</p> <p>第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、補てん積立金の納入を怠つ た場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した 価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させができるものとする。</p> |
| <p>第5条 [略]</p> | <p>第5条 [略]</p> |
| <p>（個人情報保護法等の法令遵守）</p> <p>第6条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護 法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの 権利を尊重して扱うものとする。</p> <p>2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じる ものとする。</p> <p>3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わない ものとし、関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループ関連会社) および情報提供案内にかかる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な 範囲内及び行政庁が補助事業を実施する為に要請した場合に限り、第三者への 開示・提供できるものとする。</p> | <p>（個人情報保護法等の法令遵守）</p> <p>第6条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護 法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの 権利を尊重して扱うものとする。</p> <p>2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じる ものとする。</p> <p>3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わない ものとし、関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループ関連会社) および情報提供案内にかかる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な 範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。</p> |
| <p>第7条以下 [略]</p> | <p>第7条以下 [略]</p> |

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|--|--|
| 県連(全農)一農協 配合飼料価格差補てん基本契約書 (以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次とおり契約する。 | 県連(全農)一農協 配合飼料価格差補てん基本契約書 (以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次とおり契約する。 |
| 第1条～第3条 [略] | 第1条～第3条 [略] |
| (価格差補てん金の返還等) 第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、補てん積立金の納入を怠った場合、または業務方法書附則(令和4年7月19日)に該当する場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させができるものとする。 | (価格差補てん金の返還等) 第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、補てん積立金の納入を怠った場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させができるものとする。 |
| 第5条以下 [略] | 第5条以下 [略] |
| 第6条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。 2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。 3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループ関連会社)および情報提供案内にかかる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内及び行政庁が補助事業を実施する為に要請した場合に限り、第三者への開示・提供できるものとする。 | 第6条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。 2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。 3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループ関連会社)および情報提供案内にかかる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。 |
| 第7条以下 [略] | 第7条以下 [略] |

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|---|---|
| 全農一県連 県連（全農）一農協 | 全農一県連 県連（全農）一農協 |
| 配合飼料価格差補てん数量契約書 | 配合飼料価格差補てん数量契約書 |
| <p>全国農業協同組合連合会（以下「甲」という）と (以下「乙」という)は令和 年 月 日付け配合飼料価格差補てん基本契約（以下「基本契約」という）に基づき、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(個人情報保護法等の法令遵守)</p> <p>第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。</p> <p>2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。</p> <p>3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等の JA グループの関連会社)および情報提供や案内にかかる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内及び行政庁が補助事業を実施する為に要請した場合に限り、第三者への開示・提供できるものとする。</p> <p>第5条以下 [略]</p> | <p>全国農業協同組合連合会（以下「甲」という）と (以下「乙」という)は令和 年 月 日付け配合飼料価格差補てん基本契約（以下「基本契約」という）に基づき、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(個人情報保護法等の法令遵守)</p> <p>第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。</p> <p>2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。</p> <p>3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等の JA グループの関連会社)および情報提供や案内にかかる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。</p> <p>第5条以下 [略]</p> |

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|---|---|
| <p>【継続用】数量契約書 (農協等一 生産者)</p> <h2>配合飼料価格差補てん数量契約書</h2> <p>(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、 年 月 日付け配合飼料価格差補てん基本契約(以下「基本契約」という)に基づき、次のとおり契約する。</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(価格差補てん金の返還等)</p> <p>第2条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>2. 基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃業等の合理的な理由がなく、乙が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。 (2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が令和4年度の契約数量と比べて契約数量を大きく減じる場合。 <p>3. 乙が前項の返還を完了しない場合には、基本契約及び数量契約の再契約に応じることはできないものとする。</p> <p>4. 前2項及び3項の合理的な理由には、全国畜産配合飼料価格安定基金との契約数量の増加を含むこととする。</p> <p>第3条～第6条 [略]</p> <p>(個人情報の取扱い) 乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付 (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供 (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) 行政庁が補助事業を実施するために提供を要請した場合 (8) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため | <p>【継続用】数量契約書 (農協等一 生産者)</p> <h2>配合飼料価格差補てん数量契約書</h2> <p>(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、 年 月 日付け配合飼料価格差補てん基本契約(以下「基本契約」という)に基づき、次のとおり契約する。</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条～第5条 [略]</p> <p>(個人情報の取扱い) 乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付 (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供 (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため |

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|--|--|
| <p>新規用 農協等一 生産者</p> <p>配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書</p> <p>(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>(価格差補てん金の返還等)</p> <p>第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させができるものとする。</p> <p>2. 基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。</p> <p>(1) 廃業等の合理的な理由がなく、乙が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。</p> <p>(2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が令和4年度の契約数量と比べて契約数量を大きく減じる場合。</p> <p>3. 乙が前項の返還を完了しない場合には、基本契約及び数量契約の再契約に応じることはできないものとする。</p> <p>4. 前2項及び3項の合理的な理由には、全国畜産配合飼料価格安定基金との契約数量の増加を含むこととする。</p> <p>第6条～第10条 [略]</p> <p>(個人情報の取扱い) 乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。 (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付 (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供 (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) 行政庁が補助事業を実施するために提供を要請した場合 (8) その他、ご利用に当たり業務を適切かつ円滑に履行するため</p> <p>(個人情報の取扱い) 乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。 (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付 (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供 (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) その他、ご利用に当たり業務を適切かつ円滑に履行するため</p> | <p>新規用 農協等一 生産者</p> <p>配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書</p> <p>(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>(価格差補てん金の返還等)</p> <p>第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させができるものとする。</p> <p>第6条～10条 [略]</p> |

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 事務処理要領の一部変更新旧対照表

| 変更後 | 現行 |
|---|--|
| <p>基金間移動転入者下期用</p> <p>配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書</p> <p>(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てん、ならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>(価格差補てん金の返還等)</p> <p>第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>2. 基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。</p> <p>(1) 廃業等の合理的な理由がなく、乙が基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。</p> <p>(2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が令和4年度の契約数量と比べて契約数量を大きく減じる場合。</p> <p>3. 乙が前項の返還を完了しない場合には、基本契約及び数量契約の再契約に応じることはできないものとする。</p> <p>4. 前2項及び3項の合理的な理由には、全国畜産配合飼料価格安定基金との契約数量の増加を含むこととする。</p> <p>第6条～10条 [略]</p> <p>(個人情報の取扱い) 乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。 (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付 (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供 (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) 行政庁が補助事業を実施するために提供を要請した場合 (8) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため</p> | <p>基金間移動転入者下期用</p> <p>配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書</p> <p>(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てん、ならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>(価格差補てん金の返還等)</p> <p>第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>第6条～10条 [略]</p> <p>(個人情報の取扱い) 乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。 (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付 (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供 (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため</p> |

変更後の事務処理要領は令和4年度7～9月期の補てん金交付から適用する。